滝沢浄水場更新整備等事業

浄水場運転管理及び

送配水施設維持管理等業務委託契約書（案）

修正案

会津若松市水道部

滝沢浄水場更新整備等事業

浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約書（案）

１　業務番号　　第　　号

２　業務名　　会津若松市水道事業浄水場運転管理及び

送配水施設維持管理等業務委託

３　業務場所　　浄水場の他、本水道部が管理する取水施設、ポンプ場及び配水池並びに会津若松市水道事業給水条例（昭和34年条例第15号）第２条第１項に定める給水区域の範囲（以下「本件施設」という。）

４　業務内容　　浄水場の他、本水道部が管理する取水施設、ポンプ場及び配水池の運転管理等業務並びに会津若松市水道事業給水条例第２条第１項に定める給水区域の範囲内の送配水施設の維持管理等業務とし、その詳細については「会津若松市水道事業浄水場運転管理業務要求水準書」、「会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務要求水準書」、提案書、図面等（以下「業務要求水準書等」という。）に基づく実行計画書に定めるところによる。

５　契約期間　　平成26年４月１日から平成45年３月31日までとする。

　　　　　　　　ただし、平成26年１月４日から平成26年３月31日までは業務習熟期間とする。

　　　　　　　　なお、滝沢浄水場にかかる新設施設については、平成30年４月１日から平成45年３月31日までとし、同じく既存施設については、平成26年４月１日から平成30年３月31日までとする。

６　契約金額　　金　　　　　　円

　　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　円）

　　　　　　　　ただし、配・給水管等修理工事等（漏水修理、路面復旧及び量水器取替工事）は、別途単価契約による。

７　契約保証金　免除

　上記委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　平成25年12月○○日

　　　　　　　　　　　発注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　受注者（特別目的会社）

住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

目　　次

第１章　総則 1

第１条（総則） 1

第２条（目的） 1

第３条（受注者の義務） 1

第４条（発注者の責任） 2

第５条（使用言語等） 2

第６条（関係法令の遵守） 2

第７条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重） 2

第８条（書面主義） 2

第９条（既定の適用関係） 3

第２章　業務 3

第10条（本件業務の期間） 3

第11条（本件業務の内容） 3

第12条（放射能汚染対策業務） 3

第13条（施設機能の確認及び使用） 3

第14条（業務貸与品等） 4

第15条（実行計画書の作成） 4

第16条（提出書類） 4

第17条（サービス対価の額） 4

第18条（サービス対価の支払） 5

第19条（サービス対価の返還） 5

第20条（受注者の負担する経費） 5

第21条（再委託の届出） 5

第22条（業務遂行管理責任者） 5

第23条（統括責任者） 6

第24条（受託水道業務技術管理者） 6

第25条（現場責任者） 6

第26条（従事者） 6

第27条（監督職員） 6

第28条（性能保証） 6

第29条（事故発生の通知） 7

第30条（水質異常に対する措置） 7

第31条（協働の措置） 7

第32条（臨機の措置） 7

第33条（電力・薬品・資材等の調達） 7

第３章　モニタリング 8

第34条（定期モニタリング） 8

第35条（臨時定期モニタリング） 8

第36条（改善要求措置） 8

第37条（サービス対価の支払留保） 8

第38条（サービス対価の減額） 8

第39条（業務遂行管理責任者等に対する措置請求） 8

第40条（セルフモニタリング） 9

第41条（記録の保存） 9

第４章　危険負担 9

第42条（一般的損害） 9

第43条（損害賠償） 9

第44条（修繕工事） 9

第45条（施設更新の請求） 10

第46条（施設改良等） 10

第47条（不可抗力による損害） 10

第48条（法令変更に伴う通知の付与） 11

第49条（法令変更に伴う協議及び追加費用の負担） 11

第50条（物価の変動及び賃金変動等に対する措置） 11

第51条（契約の変更） 11

第５章　契約の終了 11

第52条（本件業務終了に伴う業務引継） 11

第53条（契約の解除） 11

第54条（業務委託期間終了時の施設確認） 12

第55条（改良施設の撤去） 12

第56条（瑕疵担保） 13

第６章　補則 13

第57条（権利義務の譲渡禁止） 13

第58条（遅延利息） 13

第59条（相殺） 13

第60条（保険） 13

第61条（秘密保持と情報開示） 13

第62条（許認可、届出等） 13

第63条（知的財産権の帰属） 14

第64条（第三者の権利侵害） 14

第65条（公租公課） 14

第66条（紛争の解決） 14

第67条（談合等の不正行為に対する違約金） 14

第68条（疑義等の決定） 15

第１章　総則

　（総則）

第１条　本契約は、会津若松市水道部（以下「発注者」という。）が実施する滝沢浄水場更新整備等事業に係る浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務（以下「本件業務」という。）について、滝沢浄水場更新整備等事業基本協定書並びに滝沢浄水場更新整備等事業浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書に基づき、受注者（以下「受注者」という。）が行う本件業務に必要とされる事項を定める。

２　発注者及び受注者は、契約書等に基づき、本契約を履行しなければならない。

第１条の２　受注者は、本契約の履行にあたり、「情報セキュリティに関する特記事項」（別紙１）を遵守しなければならない。

２　受注者は、本契約の履行にあたり知り得た発注者の業務上及び技術上に係わる事項を、履行期間中はもとより契約の終了後においても第三者に漏洩してはならない。また、本契約の履行にあたり業務情報を取り扱う場合は、「個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項」（別紙２）を遵守しなければならない。

３　前項の規定は、履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

４　受注者は、受注者の従業員（下請負者及び再委託先を含む。）に対して、発注者の秘密を保持することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練をしなければならない。

　（目的）

第２条　本契約は、会津若松市水道事業の給水契約に基づく需要者に対し、安心で安全な水道水を安定して供給するため、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の３の規定に基づき業務を委託することにより、発注者の水道事業をより効率よく、かつ安全に経営することを目的とする。

　（受注者の義務）

第３条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって、本契約及び業務要求水準書等に基づき、本件施設の維持管理業務を行わなければならない。

２　受注者は、業務要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で本契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本件業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が実施要綱等の記載の不備等、発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

３　受注者は、本件業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者はかかる紛争の解決につき、受注者に協力する。また、受注者は、発注者が締結する住民協定等がある場合には、その住民協定等を十分に理解してこれを遵守する。なお、受注者は、常に適切な本件施設の維持管理を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。

４　受注者は、本件業務の実施に関し業務要求水準書等に従うものとし、本件業務の実施に関し、受注者の責に帰すべき事由によって環境に影響を及ぼした場合、発注者及び第三者に生じた損害を賠償する。受注者は、業務要求水準書等に記載する基準値を確実に確保するものとする。

５　受注者は、本契約及び業務要求水準書等に従って、本件施設の維持管理に関する業務に必要な人員を確保し、かつ、本件業務に必要な研修、訓練を済ませて、本件施設の引渡し予定日までに本件業務を実施できる体制を整えなければならない。

６　受注者は、本件施設の引渡し前に、本件業務を実施するために必要な体制が整った旨を発注者に対し通知し、本契約及び業務要求水準書等に従った体制が整えられていることについて発注者の確認を受けなければならない。

７　受注者は、水道法（昭和32 年法律第177 号。その後の改正を含む。）第21 条及び労働安全衛生法第66 条第２項に基づき、本件業務に従事している者（受注者の従業員であるか否かを問わない。）について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、受注者は実施結果を速やかに発注者に報告する。

８　本条による受注者の義務の履行に要する費用は、受注者の負担とする。

　（発注者の責任）

第４条　発注者は、本件施設を所有し、本件施設を稼働させて浄水処理を行うに必要な許認可を取得し、これを維持し、その他必要な届出及び検査等を行う。

２　発注者は、本件施設で処理を行う原水を提供するものとする。なお、本条は、提供する原水の量及び水質について発注者が保証することを意味するものではない。

３　発注者は、本件施設の設置に関する住民からの苦情等については、これらの対応及び解決を図るものとし、受注者はこの解決に協力するものとする。

　（使用言語等）

第５条　この契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

　⑴　本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は日本語とする。

　⑵　本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、これにより解釈される。

　⑶　本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

　⑷　本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）の定めるところによる。

　⑸　本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

　⑹　本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。

　（関係法令の遵守）

第６条　受注者は、業務の履行にあたり、会津若松市水道事業給水条例、水道法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本件業務を実施するものとする。

　（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第７条　受注者は、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本件業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

２　発注者は、本件業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

　（書面主義）

第８条　本契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、通告、協議、合意及び解除は、特に定めのある場合を除き、書面により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載して、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

　（規定の適用関係）

第９条　本契約、業務要求水準書、実施要綱等（業務要求水準書を除く。以下同じ。）、提案書、実行計画書及び実施方針の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、業務要求水準書、実施要綱等、提案書、実行計画書及び実施方針の順に優先して適用されるものとする。

２ 本契約の書類間で疑義が生じた場合は、発注者と受注者との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

３ 業務要求水準書と提案書の内容に差異がある場合は、提案書に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された業務要求水準を上回るとき（発注者と受注者とが提案書について確認した事項を含む。）に限り、提案書が優先して適用されるものとする。

第２章　業務

　（本件業務の期間）

第10条　本件業務を委託する期間は、平成26年４月１日から平成45年３月31日までとする。ただし、既存の滝沢浄水場については、平成26年４月１日から平成30年３月31日までとし、新設の滝沢浄水場については、平成30年４月１日から平成45年３月31日までとする。

　（本件業務の内容）

第11条　本件業務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。また、詳細については「本件業務の内容」（別紙３）に掲げるものとする。

【浄水場等維持管理業務】

⑴　滝沢浄水場（更新）維持管理業務

⑵　既存施設維持管理業務

【送配水施設維持管理等業務】

⑶　送配水施設の維持管理及びその関連業務

⑷　給水装置に関する業務

⑸　路面復旧に関する業務

⑹　施設の保守管理及びその関連業務

２　本件業務の対象となる委託施設は、「本件業務の対象となる委託施設・設備」（別紙４）に掲げるものとする。

３　本件業務の受注者の実施体制については、「本件業務の実施体制」（別紙５）に掲げるものとする。

４　本件業務の範囲及び発注者と受注者との責任分担の詳細については、「発注者と受注者の役割分担」（別紙６）及び業務要求水準書等によるものとする。

５　発注者及び受注者が本件業務を遂行するに伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については、「リスクとその責任分担」（別紙７）によるものとする。

　（放射能汚染対策業務）

第12条　原子力発電所の放射性物質漏洩事故に起因する放射能汚染対策として必要となる業務に関しては、発注者と受注者との間で別途締結する「原子力発電所の放射性物質漏洩事故に伴う放射能汚染対策業務に関する協定書」によるものとする。

　（施設機能の確認及び使用）

第13条　発注者と受注者は、平成26年４月１日において、施設の性状、規格、機能、数量その他の内容について、双方立会いの上、確認するものとする。

２　受注者が本件業務を遂行するにあたり、発注者は、水道部庁舎、滝沢浄水場及び東山浄水場に受注者の事務室を確保し、発注者と受注者との間で別途締結する使用賃借契約に従い、受注者に無償で使用させるものとする。

３　本契約に従い受注者が調達する義務を負うものを除き、発注者は受注者による本件業務遂行にあたって必要な施設、機材、資材、駐車場、その他受注者が合理的に要求するものを無償で貸与し、又は支給する。また、発注者は、本件業務を安全かつ平穏に行うために必要な措置を講じるものとする。

４　発注者は、受注者の業務習熟期間においても前項同様に必要な措置を講じるものとする。

５　受注者は、借用事務室について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

　（業務貸与品等）

第14条　委託業務実施に際し、前条第３項の規定により発注者が無償で受注者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、別に定めるところによる。

２　前項の規定により発注者が受注者に貸与する貸与品等について、発注者は受注者に所有権を与えるものではない。

３　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から14日以内に、発注者に借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

５　受注者は、本契約の規定により、業務の完了又は契約の解除若しくは変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還しなければならない。

６　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

　（実行計画書の作成）

第15条　受注者は、各年度において本件業務実施30日前までに、本契約及び業務要求水準書等に従って本件業務を履行するための実行計画書を作成し、発注者に提出しその承認を得なければならない。

２　受注者は、実行計画書に基づき本件業務を円滑に履行しなければならない。

３　実行計画書の記載事項は、「実行計画書で記載すべき事項」（別紙８）に定めるとおりとする。

４　発注者は、受注者から提出された実行計画書を確認し、その旨を原則として10日以内に、書面にて回答（以下「回答書」という。）するものとする。なお、発注者は、必要があると認めるときは、回答書にて実行計画書の修正を請求することができる。

５　受注者は、前項の請求があった場合、発注者と協議の上、実行計画書を修正し、10日以内に発注者に提出するものとする。

　（提出書類）

第16条　委託業務に関し、受注者から発注者に提出する書類は、実行計画書のとおりとする。

　（サービス対価の額）

第17条　発注者は、受注者に対し、サービス対価として毎月　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　円）を支払うものとする。

２　サービス対価の内訳及び支払方法は、「維持管理業務　サービス対価の支払方法等」（別紙９）に記載のとおりとする。前項のサービス対価の月額は、委託期間におけるサービス対価を均等に除した額とし、端数が生じた場合は、最終月に調整して支払うものとする。

３　別途単価契約をする配・給水管等修理工事等（漏水修理、路面復旧及び量水器取替の工事）は、毎月の業務実績により当該サービス対価を確定し、月ごとに支払うものとする。

４　第12条（放射能汚染対策業務）に係る費用の算定及び支払方法については、発注者と受注者との間で別途締結する「原子力発電所の放射性物質漏洩事故に伴う放射能汚染対策業務に関する協定書」によるものとする。

　（サービス対価の支払）

第18条　受注者は、第34条（定期モニタリング）第２項の検査に合格したときは、発注者に対しサービス対価の支払を請求することができる。

２　発注者は、受注者から前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内にサービス対価を支払わなければならない。

　（サービス対価の返還）

第19条　受注者が作成する業務報告書に虚偽の記載があることが、当該報告書に相応するサービス対価の支払後に判明した場合であって、当該虚偽の記載がなければサービス対価が減額される状態であったとき、発注者は受注者に対し、減額されるべきサービス対価の相当額の返還を請求し得る。この場合、当該減額されるべきサービス対価を受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24 年法律第256 号）第８条第１項、同法第14 条に定める割合で計算した額の違約金を付するものとする。

　（受注者の負担する経費）

第20条　次の各号に掲げる経費は、受注者の負担とする。

　⑴　日常業務に必要な用具類、事務用品及び消耗品

　⑵　浄水場関連施設、管路施設の管理に必要な器具及び計器類

　⑶　本件業務の履行に要する車両及びその経費

　⑷　携帯電話・電話（直通）等の使用料

　⑸　業務従事者の健康管理に要する経費

　⑹　業務従事者の業務に必要な被服等に要する経費

　⑺　業務省力化のために受注者が自ら用意する持込設備

　⑻　業務習熟のために受注者が自ら配置する研修人員の人件費

　⑼　その他業務の履行に必要な経費

２　発注者は、その責に帰すべき事由による事業内容の変更等やその指示や債務不履行による増加費用を負担し、かかる変更により受注者に生じた損害を賠償する。

　（再委託の届出）

第21条　受注者は、本件業務の一部の処理を第三者に委託又は請負わせる場合（当該第三者がさらに別の第三者に再委託又は下請させる場合を含む。）は、あらかじめ発注者へ届出を行い、その承諾を得なければならない。

２　受注者は、第三者へ委託した業務であっても、発注者への報告は、受注者自らが行うものとする。

３　受注者は、委託先の業務履行に対し、すべての責任を負うものとする。

　（業務遂行管理責任者）

第22条　受注者は、本件業務の実施にあたり、水道浄水施設管理技士１級・２級の資格を有する者をもって、業務遂行管理責任者１名を組織又は配置しなければならない。

２　業務遂行管理責任者は、本件業務における責任者として、現場業務の責任者である統括責任者を指揮し、事業の遂行を管理する。

３　受注者は、業務遂行管理責任者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

　（統括責任者）

第23条　受注者は、本件業務の実施にあたり統括責任者１名を配置しなければならない。統括責任者は、現場業務における責任者として、各々の現場責任者を指揮し、監督するものとする。

２　受注者は、統括責任者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

　（受託水道業務技術管理者）

第24条　受注者は、発注者から本件業務を受託するにあたり、水道法第24条の３第３項の規定により、受託水道業務技術管理者を配置しなければならない。

２　受託水道業務技術管理者の業務範囲については、「受託水道業務技術管理者の業務一覧」（別紙10）に定めるものとする。

３　受注者は、受託水道業務技術管理者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

４　受託水道業務技術管理者は、業務遂行管理責任者又は統括責任者を兼ねることができる。

　（現場責任者）

第25条　受注者は、本件業務のうち、浄水場運転管理業務の実施にあたり、現場責任者１名を配置しなければならない。

２　受注者は、本件業務のうち、送配水施設維持管理等業務の実施にあたり、現場責任者１名を配置しなければならない。

３　受注者は、現場責任者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

４　現場責任者は、業務遂行管理責任者又は統括責任者を兼ねることができる。

　（従事者）

第26条　受注者は、実行計画書に定める従事者を配置しなければならない。

２　受注者は、従事者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

　（監督職員）

第27条　発注者は、委託業務の監督及び受注者との連絡、協議にあたらせるため、監督職員を定めるものとする。

２　発注者は、前項により監督職員を定めたときは、その職名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

３　監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。

　⑴　本件業務契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する指示及び回答

　⑵　本件業務契約の履行に関する受注者との協議又は指示

　⑶　受注者の業務遂行管理責任者、統括責任者、受託水道業務技術管理者及び従事者が適当でないと認める場合の交替要求

４　監督職員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。

５　本件業務契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行われるものとする。

　（性能保証）

第28条　受注者は、発注者に対し、事業期間を通じ業務要求水準書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証するものとする。

２　発注者は、受注者に対し、業務要求水準書等に定める供給水量、水質を確保するために必要な措置を講じるように努めるものとする。

　（事故発生の通知）

第29条　受注者は、本件業務の履行に際し本件業務期間に事故が生じたときは、直ちに発注者に連絡するとともに、遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

　（水質異常に対する措置）

第30条　浄水水質が業務要求水準書等に定める水準（以下「サービス水準」という。）を満たさないときは、受注者は、当該サービス水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、発注者にその状況を報告するものとする。

２　浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさないとき又はそのおそれがあるときは、受注者は直ちにその旨を発注者に報告し、その対応を協議しなければならない。

３　前項の場合において必要と認めるときは、受注者は業務要求水準書等に基づき送水及び給水を停止することができる。

４　前２項の規定により、第三者に損害が生じるおそれがある場合は、発注者及び受注者は、次条の規定により損害の防止に努めるものとする。

　（協働の措置）

第31条　前条の規定による第三者への影響を最小限に止めるため、発注者及び受注者は協働して必要な措置を講ずるものとし、発注者は、最大限の誠意と努力をもって、受注者に協力しなければならない。

　（臨機の措置）

第32条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、あらかじめ発注者の承諾を得て臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項ただし書の場合において、受注者は、自らが講じた措置の内容を発注者に対し直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責に帰すべき事由により臨機の措置が必要となったもの及び本件施設と同種の施設の運転において通常予測できる理由により臨機の措置がとられたものについては、受注者がこれを負担するものとし、それ以外の理由により臨機の措置がとられた場合の費用は、発注者が負担するものとする。

　（電力・薬品・資材等の調達）

第33条　受注者は、浄水場運転管理業務において、自己の責任と費用により本件業務期間中において、本件業務の実施に必要となる電力その他の燃料等を調達しなければならない。

２　第14条（業務貸与品等）の規定により発注者から受注者に貸与されるものを除き、受注者は、浄水場運転管理業務において、自己の責任と費用により、本件業務の実施に必要となる消耗品、資機材、薬品、事務備品その他の物品を調達しなければならない。

３　受注者が、浄水処理に使用する薬品は、発注者の承諾を得たものに限るものとする。

４　受注者は、送配水施設維持管理等業務において、自己の責任と費用により本件業務期間中において、本件業務の実施に必要となる配管口径50ミリメートル以下の給水資材を調達しなければならない。

第３章　モニタリング

　（定期モニタリング）

第34条　受注者は、本件業務の遂行計画を実行計画書に基づく「年間実行計画書」及び「月間実行計画書」により、各年度及び各月の業務計画を発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、当該月間業務の完了時に「月間業務完了報告書」を発注者に提出し、発注者は、当該報告書を検査し、検査結果を受注者に通知するものとする。

３　受注者は、実行計画書に基づき、毎日の業務の実施に関する業務日報を作成し、発注者に提出するものとする。

４　受注者は、実行計画書に基づき、業務年度ごとに「年間業務完了報告書」を発注者に提出し、発注者は、当該報告書により、当該年度の業務の完了を確認するものとする。

５　発注者は、前各項に定めるほか、「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置」（別紙11）記載の定期モニタリングを行うものとする。

　（臨時モニタリング）

第35条　前条の規定によるほか、発注者は必要と認めるときは、「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置」（別紙11）に従い、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本件業務の実施状況を検査することができる。

２　前項の規定による検査を実施するときは、受注者は本件業務の実施状況を説明し、又は関係書類を提出する等発注者に協力しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定による検査を実施したときは、検査結果を受注者に通知するものとする。

　（改善要求措置）

第36条　第34条（定期モニタリング）及び第35条（臨時モニタリング）の規定による検査の結果、サービス水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、受注者に対し、「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置」（別紙11）に定める改善要求措置をとるものとし、受注者は、これに応じなければならない。

２　前項の改善要求措置に係る一切の費用は、受注者がこれを負担する。

　（サービス対価の支払留保）

第37条　発注者は、サービス水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、受注者に対し、「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置」（別紙11）に従い、改善が確認されるまで、サービス対価の額の支払を留保することができる。

２　前項の規定により支払を留保するときは、発注者は、受注者に対して弁明の機会を与えなければならない。

３　是正が完了したときは、発注者は支払を留保していたサービス対価を速やかに受注者に支払うものとする。

　（サービス対価の減額）

第38条　発注者は、サービス水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合、「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等」（別紙11）に従い受注者に対してサービス対価の減額を行うことができる。

２　「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等」（別紙11）によるサービス対価の減額は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、受注者は、その債務不履行により発注者に損害を生じさせた場合、当該損害を賠償しなければならない。

　（業務遂行管理責任者等に対する措置請求）

第39条　第36条（改善要求措置）の規定によってもなお、是正が完了しないときは、発注者は、業務遂行管理責任者、統括責任者、受託水道業務技術管理者及び現場責任者に対して、必要な措置を請求することができる。

　（セルフモニタリング）

第40条　受注者は、本件業務のうち、浄水場運転管理業務の実施にあたり、業務品質向上のためセルフモニタリングを実施しなければならない。

２　受注者は、セルフモニタリングの実施にあたり、モニタリング実行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　受注者は、セルフモニタリングの実施にあたり、水道浄水施設管理技士１級の資格を有する者をモニタリングメンバーとして組織しなければならない。

４　セルフモニタリングは、第三者に委託又は請負わせることができるものとする。

　（記録の保存）

第41条　受注者は、本件業務を実施にあたり作成する各報告書及びその他受注者が業務要求水準書等に基づき作成する書類、図面等の図書につき、契約期間終了時まで保管し、契約期間終了時に発注者にこれを全て引き渡すものとする。

第４章　危険負担

　（一般的損害）

第42条　受注者の責に帰すべき事由により、委託業務の履行において生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項及び第３項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。）については、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた業務履行に係る損害（業務要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者が負担するものとする。

　（損害賠償）

第43条　委託業務の履行にあたり、発注者及び受注者がそれぞれの責に帰すべき事由により、相手方又は第三者へ損害を与え、法律上責任を負うべき場合には、その帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、当該損害の賠償を行うものとする。

２　発注者又は受注者が、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。また、発注者又は受注者が、第三者と和解等をする場合は、相手方の承諾を得なければならない。

３　第53条（契約の解除）第１項に基づき発注者が本契約を解除した場合、受注者は、当該解除がなされた事業年度におけるサービス対価の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払うものとする。発注者が被った損害額が違約金額を上回る場合、発注者がその請求を行うことを妨げない。

４　第53条（契約の解除）第２項に基づき受注者が本契約を解除した場合、受注者は、発注者に対し、当該解除により受注者が被った損害額を請求することができる。

　（修繕工事）

第44条　受注者は、業務委託期間内において、定期修繕以外に突発的に、委託施設・設備（「本件業務の対象となる委託施設・設備」（別紙４）をいう。）の故障又は修繕を行う必要が生じたときは、速やかに発注者に報告の上その対応を協議する。

２　前項の規定による協議の結果、発注者が受注者に修繕工事を指示したときは、受注者は、修繕工事に係る費用及び内容を発注者に提出し、修繕工事を行う。

３　故障等による突発的な修繕工事の費用は、１件あたり50万円（消費税を含む。）以下とする。この場合において、既存浄水場運転管理業務委託対象施設の突発的な修繕費用として委託料に修繕費　金80,325,000円（消費税を含む。）及び送配水施設維持管理等業務委託の修繕費用として委託料に　金42,051,000円（消費税を含む。）を含んでいることから、業務委託期間内の修繕費の総額がこれに満たない場合は、本件業務委託の最終月に精算するものとする。

４　修繕費の総額がこれを超える場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。

　（施設更新の請求）

第45条　委託施設を修繕してもなお、その機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は委託施設の機能を維持しようとすることが著しく不合理であると認められるときは、受注者は発注者に対しその旨を報告し、施設の更新を請求することができる。

２　前項の請求があったときは、発注者は、速やかに委託施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の判断をするにあたり、受注者の業務遂行上及び安全管理上の要請を十分配慮しなければならない。

４　第１項の請求があったにもかかわらず、発注者が必要な施設の更新を行わなかったため、受注者又は第三者に損害が生じた場合には、発注者はその損害を賠償する責を負う。ただし、受注者に故意又は過失がある場合には、発注者は、その程度に応じて、受注者に対する賠償の一部を控除し、又は第三者に対して発注者が賠償した金額の一部を受注者に求償することができる。

　（施設改良等）

第46条　本件業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について必要な変更又は改良を行うことができる。

２　本件業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステムの導入等、本件施設内に必要な設備を設置することができる。

３　前項の設備を設置する場合、受注者は必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、受注者は、当該変更の内容について事前に発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

　（不可抗力による損害）

第47条　暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、発注者及び受注者の双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、本契約に従って本件業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

２　発注者及び受注者は、前項の規定により本契約の履行不能又は追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限度のものとするよう努力しなければならない。

３　発注者は、第１項の通知を受けた場合、不可抗力に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約の変更、追加費用の負担について合意が成立しないときは、本件業務継続の可否を発注者と受注者が協議の上決定する。

５　発注者及び受注者は、本契約の締結後における不可抗力により生じる合理的な追加費用を、「不可抗力による費用負担」（別紙12）に定める方法により負担する。

　（法令変更に伴う通知の付与）

第48条　契約締結日以降に法令が変更されたことにより、本契約に従って本件業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

２　発注者及び受注者は、前項の規定による通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合は、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

　（法令変更に伴う協議及び追加費用の負担）

第49条　発注者は、前条第１項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に契約の変更、追加費用の負担について合意が成立しないときは、本件業務継続の可否を発注者と受注者が協議の上決定する。

　（物価の変動に対する措置）

第50条　予期することのできない特別な事情により、業務委託期間内に日本国内においてインフレーション又はデフレーションが生じ、サービス対価が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、サービス対価の額の変更を請求することができる。

２　前項の場合において、変更の額については、「維持管理業務　サービス対価の支払方法等」（別紙９）に従い、発注者と受注者が協議して定める。

　（契約の変更）

第51条　発注者及び受注者は、第47条（不可抗力による損害）若しくは前２条の規定又はそれ以外の事由により契約の内容を追加し、又は変更するときは、当該追加又は変更につき発注者と受注者との間で合意後、変更契約を締結するものとする。

第５章　契約の終了

　（本件業務終了に伴う業務引継）

第52条　受注者は、本件業務終了又は次条第１項の規定により契約が解除されたときは、発注者の指定する者に本件業務に関する引継を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

　⑴　引継の必要がない事由を受注者が書面で発注者に提出し､これを発注者が認めた場合。

　⑵　発注者が、引継の必要がないと認めた場合。

２　受注者は、発注者と協議し決定した内容に従い、必要資料の提出及び技術指導を発注者の指定する者に対し実施するものとする。

３　発注者は、本件業務引継にあたり、必要に応じて、受注者及び発注者の指定する者との調整を行うものとする。

４　本件業務引継に係わる引継期間及び受注者への対価は、発注者、受注者及び発注者の指定する者と協議の上決定するものとする。

　（契約の解除）

第53条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、特段の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、発注者は、本件業務の実施の必要がなくなったと認める場合には、60日以上前に受注者に通知の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

　⑴　契約の不履行又は違反があり、かつ発注者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。

　⑵　受注者又は受注者の株主である各企業の一が、本契約に係る入札手続に関する法令等その他本件業務の実施に影響を及ぼす法令等の規定に違反したとき。

　⑶　受託水道業務技術管理者を配置しなかったとき。

　⑷　本件業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき（水道水の供給に関しては１日以上行わないとき。）。

　⑸　連続する４回の四半期を超えてサービス対価の減額が行われた場合又は維持管理業務の変更に応じない場合で、発注者が受注者に通知したとき（ただし、受注者の責に帰すべき事由によらない場合、又は、通知の日から起算して６か月以内に発注者が本契約を解除しない場合はこの限りではない。）。

　⑹　その他受注者の責に帰すべき事由により業務の遂行が困難となったとき。

　⑺　受注者又は受注者の株主である各企業の一が、手形の不渡り又は支払の停止、若しくは破産手続、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始又は特別清算開始の申立て（以下「倒産手続開始申立て」という。）を行った時、又は第三者によって倒産手続開始申立てがなされ開始決定があったとき。

　⑻　手形交換所で取引停止処分を受けたとき。

　⑼　差押、仮差押、仮処分、競売又は公租公課滞納処分の申立てを受けたとき。

２　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者への通知により本契約を解除することができる。

　⑴　発注者が、正当な事由なく、支払期限を経過してから60日を過ぎても、サービス対価を受注者に支払わないとき。

　⑵　受注者が業務遂行上、安全管理上の危険があると発注者に指摘したにもかかわらず、発注者がこれを改善せず、業務の遂行が困難となったとき。

　⑶　発注者が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。

　⑷　その他発注者の責に帰すべき事由により業務の遂行が困難となったとき。

　（業務委託期間終了時の施設確認）

第54条　本契約が終了したときは、施設の確認について第13条（施設機能の確認及び使用）第１項を準用する。

２　前項の確認の結果、施設の内容に相違があるときは、受注者は、自己の責任と費用により必要な修繕、取替え又はこれに代わる金銭の支払等の必要な措置を講じなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、不可抗力による場合及び発注者の指示に基づくものである場合は、この限りでない。

　（改良施設の撤去）

第55条　本契約が終了したとき、受注者は第46条（施設改良等）に基づき変更又は改良した施設を、自己の責任と費用により、速やかに原形に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に発注者の指示に従って当該物件について処置をしないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分に要した費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第56条　発注者は、契約期間終了の日から１年を経過するまでの間に、本件業務の瑕疵に起因して本件業務の対象施設の内容に損害が発生した場合、発注者は、受注者に対して当該瑕疵の補修を請求することができる。

第６章　補則

　（権利義務の譲渡禁止）

第57条　受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

　（遅延利息）

第58 条　受注者は、受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者に対し、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24 年法律第256 号）第８条第１項、同法第14 条に定める割合で計算して得た額の利息を付した額を支払う。

　（相殺）

第59条　発注者及び受注者は、相手方より支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、いつでも相手方の自己に対する金銭債権と対当額にて相殺することができる。

　（保険）

第60条　受注者は、契約期間中、自己の費用により第三者対象とした水道賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。

２　受注者が加入する保険は、すべて本件業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを発注者に提出するものとする。

３　発注者が所有又は管理する施設に関する保険、火災保険等は、発注者が付保するものとする。

　（秘密保持と情報開示）

第61条　発注者及び受注者は、本件業務の遂行上において知り得た情報を、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

　⑴　相手方から開示を受けたとき、既に公知となっている情報

　⑵　相手方から開示を受けた後、受領者の責によることなく公知となった情報

　⑶　第三者から適法に入手した情報

　⑷　相手方から開示を受けたとき、既に適法に保有していた情報

　⑸　法令、行政当局又は裁判所により開示することが義務付けられた情報

２　前項の規定は、契約期間中及び契約解除又は終了後５年間存続する。

３　発注者及び受注者は、前項に規定する義務を履行するため、必要な措置を講ずるものとする。

４　発注者又は受注者は、本件業務の履行に伴い知り得た情報、発注者及び受注者の活動についての重要な事項、事態、条件等に対し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。ただし、発注者又は受注者が、本業務委託契約書の情報を公開しようとする場合は、相手方の事前の承諾を必要としないものとする。

　（許認可、届出等）

第62条　業務委託に関する契約上の義務を履行するために必要な許認可は、発注者と受注者とが協議の上で取得するものとする。

２　前項に規定する許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他については、発注者と受注者とが協力するものとする。

　（知的財産権の帰属）

第63条　発注者及び受注者は、報告書に係る著作権の帰属に関しては、次の各号の定めるところによるものとする。

　⑴　本件業務で、発注者のために新規に作成された報告書の著作権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者はこれを無償で、かつ、無期限に任意の方法で独占的に利用すること（加工することを含む。）ができるものとし、受注者はこれを異議なく許諾する。

　⑵　前号の規定にかかわらず、発注者又は受注者が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該発注者又は受注者に帰属するものとする。なお、従前から受注者に帰属する著作物については、受注者は、発注者に対し著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく利用を無償で、かつ、無期限で許諾するものとする。ただし、発注者は、受注者の承諾を得ずに当該著作物を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

（第三者の権利侵害）

第64条　受注者は、業務委託の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利及びその他一切の権利に抵触しないようにするとともに、当該権利に抵触し又は抵触するおそれのある場合には、直ちにその旨を発注者に通知し、受注者の責任と費用負担でその問題を解決するものとする。ただし、当該問題が発注者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りでない。

２　受注者は、本契約に基づいて作成される報告書及び発注者に開示する情報について、第三者が保有する営業秘密に該当しないものであることを保証する。

（公租公課）

第65条　本契約に関して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とする。発注者は、サービス対価に含まれる消費税及び地方消費税の支払を除き、本契約に関連するすべての公租公課について、本契約に別段の定めがある場合を除き負担しないものとする。

　（紛争の解決）

第66条　この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は協議の上、調停人１名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者及び受注者それぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

３　前項の訴え又は調停は、福島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

　（談合等の不正行為に対する違約金）

第67 条　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、この契約に関して刑法（明治40年法律第45 号）第96 条の３の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号）第３条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第８条の３の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと（以下「談合等の不正行為を行ったこと」という。）が明らかとなったときは、受注者は、発注者に対して、当該談合等の不正行為を行ったことにより発注者に生じた損害の賠償として、契約金額の10 分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

　（疑義等の決定）

第68条　本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上定めることとする。

【別紙１】情報セキュリティに関する特記事項（第１条の２関係）

　（会津若松市情報セキュリティポリシーの遵守）

第１条　受注者は、会津若松市情報セキュリティポリシーを遵守し、本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは受注者自らが作成した相手方固有の業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の適正な管理を図り必要な措置を講じることにより、故意又は過失による事件や事故等の未然防止に努めなければならない。

　（業務情報の管理体制）

第２条　受注者は、業務情報の管理に関して、受注者の組織内において情報管理組織を設置し、関係者以外の者による利用を制限しなければならない。

　（業務実施場所（受注者の事業所等を含む。））

第３条　受注者は、業務情報を取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を明確にしなければならない。

　（業務情報の管理方法）

第４条　受注者は、業務情報の保管にあたっては、その保管場所及び作業場所を定めるとともに外部からの立ち入りを防ぐ措置を講じなければならない。

　（業務情報の持ち出しの禁止）

第５条　受注者は、業務情報を保管場所及び作業場所から持ち出してはならない。ただし、前項で定めた作業場所以外で作業を行う必要がある場合は、該当する利用者及び作業場所の特定と利用する機器にセキュリティ対策を講じた上で、発注者に対し利用者、作業場所及び実施するセキュリティ対策を書面で提出し承認を得なければならない。

　（技術情報セキュリティ対策）

第６条　受注者は、本契約の履行のために利用するネットワーク、構成機器（端末機及びサーバを含む。）、ソフトウェア等に対し、不正アクセスや情報漏えい等を防ぐための管理及び措置を講じなければならない。

　（コンピュータウィルス対策）

第７条　受注者は、本契約履行のために利用する端末機等に対し、コンピュータウィルス対策を講じなければならない。

　（端末機等の持ち込み）

第８条　本契約の履行のために臨時的に端末機を持ち込み利用する場合は、利用目的等を明確にした上で、会津若松市情報セキュリティポリシー（対策基準）に定める情報セキュリティ責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）又は情報セキュリティ責任者が指名した職員に説明し承認を得なければならない。

　（電子媒体の持ち込み）

第９条　受注者は、本契約の履行のために電子媒体を持ち込み利用、又は発注者に提供する場合は、当該電子情報等の内容、使用目的、入手先等を明確にした上で、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者が指名した職員に説明し承認を受け、電子媒体を利用又は発注者に提供しなければならない。なお、持ち込む電子媒体は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

　（持ち込んだ電子媒体及び端末機等への電子データの保存）

第10条　受注者は、持ち込んだ電子媒体及び端末機等に発注者が所有する電子データを本契約の履行のために保存する、又は保存し持ち出す必要がある場合は、当該電子データの内容、使用目的、管理方法等を明確にした上で、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者が指名した職員に説明し承認を受け、当該職員の立会いのもと作業を行わなければならない。

　（ネットワークへの端末機等の接続）

第11条　受注者が持ち込んだ端末機等は、発注者が所管するネットワークへ接続してはならない。ただし、本契約の履行のために受注者が所有する端末機等を発注者が所管するネットワークに接続しなければならない場合は、あらかじめ情報セキュリティ責任者と協議を行い、承認を受けなければならない。なお、持ち込む端末機等は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

【別紙２】個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項（第１条の２関係）

　（基本的事項）

第１条　受注者は、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別され得る情報（以下「個人情報」という。）、本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは受注者自らが作成した相手方固有の業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の保護の重要性を認識し、本契約の履行にあたっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及び業務情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　（秘密の保持）

第２条　受注者は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

　（収集の制限）

第３条　受注者は、本契約の履行にあたり個人情報を収集するときは、契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

　（再委託の禁止）

第４条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、本契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取り扱う際は、自ら行うものとし、当該業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

２　受注者は、前項に基づき発注者に承諾を求める場合は、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

３　受注者は、発注者の承諾により第三者へ委託する場合は、当該第三者に対し本特記事項に基づき受注者が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。

　（目的外利用及び提供の禁止）

第５条　受注者は、発注者が指示した場合を除き、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供若しくは譲渡してはならない。

　（複写又は複製の禁止）

第６条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

　（個人情報の引渡し）

第７条　受注者は、本契約の履行にあたり発注者から個人情報及び業務情報の提供を受けるときは、受託事業者であることを証するものを提示し引渡しを受けなければならない。

　（適正管理）

第８条　受注者は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報及び業務情報を適正に管理するため、情報の取扱い管理責任者を定め、必要な措置を講じなければならない。

　（従事者及び作業場所の特定）

第９条　受注者は、本契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取扱う場合、当該情報を扱う従事者及び作業場所を特定しなければならない。また、受注者は、特定した従事者及び作業場所以外で業務を行ってはならない。

　（文書・電子媒体等の取扱い）

第10条　受注者は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

　⑴　取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。

　⑵　盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置を講じること。

　⑶　取り扱うことのできる従事者の範囲、作業責任区分等を明確にすること。

　（資料等の返還等）

第11条　本契約が終了する際には、受注者は、本契約の履行にあたり発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等及び業務情報が記録された資料等は、発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は廃棄するものとする。なお、発注者から提供を受け、又は自ら作成した資料等が電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法については、発注者及び受注者が協議の上決定することとする。

　（情報セキュリティ遵守状況の報告）

第12条　受注者は、本契約の履行にあたり、情報セキュリティ遵守に関する事項について、業務報告に併せて発注者に報告しなければならない。

　（監査）

第13条　発注者は、受注者が本契約の履行にあたり取り扱っている個人情報及び業務情報の状況を確認するために、監査することができる。

　（事故報告）

第14条　受注者は、個人情報及び業務情報の取扱いに関し、本契約の履行に影響を及ぼす事故が発生又は事故の発生が予想されるときは、必要に応じて臨機の処置を講ずるとともに、直ちにその旨を発注者に通知し発注者の指示を受けるとともに、遅滞なくその状況を書面により、発注者に報告しなければならない。

　（事故時等の公表）

第15条　発注者は、本契約の履行にあたり発生した情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、発注者が適切な説明責任を果たすために、必要に応じ当該事故等の公表を行うことができる。

　（損害賠償等）

第16条　受注者又は受注者の従業員（下請負者及び再委託先を含む。）が、本契約の履行にあたり知り得た個人情報の全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等をした場合又は当該業務の目的外に利用、提供等をした場合は、発注者は、受注者に対して差し止め、損害賠償及び発注者が必要と認める措置を請求できるものとする。

　（対象外）

第17条　受注者は、次の各号に該当する情報は、原則として業務情報として扱わないものとする。

　⑴　提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報

　⑵　提供後、受注者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

　⑶　正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

　⑷　業務情報を利用することなく独自に開発した情報

　（従事者への周知）

第18条　受注者は、本契約の履行にあたり従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該契約の履行に関して知り得た個人情報及び業務情報をみだりに他人に知らせ、又は当該契約の履行目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知し、管理しなければならない。

　（罰則）

第19条　本契約の履行にあたり従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもので、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。（会津若松市個人情報保護条例第28条適用の場合）

２　従事者が、本契約に履行にあたり知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがある。（会津若松市個人情報保護条例第29条適用の場合）

　（従事者及び作業場所の特定）

第20条　受注者は、第９条の規定に関し、発注者が別途指定する様式による「情報の取扱いに関する従事者等報告書」により、発注者に報告しなければならない。ただし、業務計画等において、別途第９条に規定する内容を記載し、発注者へ報告する場合には不要とする。なお、報告した内容を変更する場合には、その都度、発注者にその旨を報告しなければならない。

　（情報セキュリティに関するサービスレベルの保証）

第21条　受注者は、本契約の履行にあたり情報システムの開発を行う場合は、下記の項目について発注者が別途指定するサービスレベルを保証しなければならない。

　⑴　秘密の保持

　⑵　個人情報収集の制限

　⑶　再委託の条件

　⑷　目的外利用及び提供の禁止

　⑸　複写又は複製の禁止

　⑹　個人情報の引渡し

　⑺　情報の適正管理

　⑻　従事者及び作業場所の特定

　⑼　文書・電子媒体等の取扱い

　⑽　情報セキュリティ遵守状況の報告

　⑾　事故報告

　⑿　従事者への周知

【別紙３】本件業務の内容

【浄水場等維持管理業務】

　（１）滝沢浄水場（更新）維持管理業務

①運転管理業務

②保守点検業務

③水質管理業務

④修繕業務（更新対象施設）

⑤膜交換及び膜薬品洗浄業務

⑥消耗品調達管理業務

⑦薬品調達管理業務

⑧光熱費燃料等の調達管理業務

⑨汚泥運搬及び処分業務

⑩見学者対応業務

⑪植栽管理、清掃及び除雪業務

⑫防犯業務

⑬災害、事故及び緊急時対応業務

⑭住民対応業務

⑮事業終了時の引継ぎ業務

　（２）既存施設維持管理業務

①既存施設の維持管理業務の引継ぎ業務

②運転管理業務

③保守点検業務

④水質管理業務

⑤修繕業務（既存施設）

⑥膜薬品洗浄業務

⑦消耗品調達管理業務

⑧薬品調達管理業務

⑨光熱費燃料等の調達管理業務

⑩汚泥運搬及び処分業務

⑪見学者対応業務

⑫植栽管理、清掃及び除雪業務

⑬防犯業務

⑭災害、事故及び緊急時対応業務

⑮住民対応業務

⑯事業終了時の引継ぎ業務

【送配水施設維持管理等業務】

　（３）送配水施設の維持管理及びその関連業務

①委託施設範囲の漏水調査に関する業務

②委託施設範囲の配・給水管等漏水修理に関する業務

③委託施設範囲の赤水・濁り水等の対応

④委託施設範囲の他事業者工事に係わる立会い業務

⑤委託施設範囲の送配水施設の点検管理業務

⑥委託施設範囲の施設設備の故障及び緊急時の対応

　（４）給水装置に関する業務

①給水装置工事申請の受付業務

②給水装置工事申請の事前協議及び審査業務

③給水装置窓口対応業務

④分水建込・管末延長工事の立会い業務

⑤給水装置工事の検査業務

⑥給水装置に係わる苦情・相談・現場対応

⑦個別検針等業務認定の審査業務

⑧国・県道、河川、国有財産占用申請の代行業務

⑨量水器の管理業務

　（５）路面復旧に関する業務

①路面復旧に係わる各種申請

②道路復旧申請図面の作成

　（６）施設の保守管理及びその関連業務

①委託施設の機械・電気・計装設備の保守管理

②委託施設に係わる機械メーカーとの連携

③委託施設・設備の清掃

④委託施設設備の修繕

⑤本業務に係わる資材の調達

【別紙４】本件業務の対象となる委託施設・設備

１．浄水場運転管理業務委託施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委　託　施　設　・　設　備 | | 住　　　所 |
| 滝沢浄水場関連（既存施設） | ●取水施設  ・除塵機  ・取水井 | 会津若松市一箕町大字八幡字柏木甲780-2  標高　+273.970m |
| ●導水施設  ・導水管 | 取水施設から浄水施設まで |
| ●浄水施設  ・量水井  ・沈砂池  ・普通沈澱池  ・緩速ろ過池  ・高速凝集沈澱池  ・急速ろ過池  ・浄水池  ・場内配水池  ・場内配管  ・濃縮、排泥、排水施設  ・薬品注入設備  ・ポンプ設備  ・受変電、自家発、動力設備  ・監視制御、遠方監視、計装設備   * 管理棟 * 天日乾燥床   ・汚泥ケーキ乾燥棟 | 会津若松市一箕町大字八幡字柏木15-13  標高　+266.000m |
| 滝沢浄水場関連（更新施設） | ●導水施設  ●浄水施設  ●送水施設  ●貯水施設  ●電気計装設備  ●場内配管  ●管理棟  ●膜ろ過棟  ●環境対策施設  ●応急給水設備  ●付帯施設  ●その他提案書に基づく更新対象施設 | 会津若松市一箕町大字八幡字柏木15-13  標高　+266.000m |
| 東山浄水場関連 | ●取水施設  ※東山ダムにて管理 | 会津若松市東山町大字湯本字漆畑地内標高　+353.500m |
| ●導水施設  ・導水管 | 取水施設から浄水施設まで |
| ●浄水施設  ・着水井  ・薬品混和池  ・凝集沈澱池  ・急速ろ過池  ・浄水池  ・場内配水池   * 場内配管 * 濃縮、排泥、排水施設   ・脱水設備  ・活性炭注入設備  ・薬品注入設備  ・ポンプ設備  ・受変電、自家発、動力設備  ・監視制御、遠方監視、計装設備  ・浄水場建屋 | 会津若松市東山町大字湯本字牧戸290  標高　+325.000m |
| ●東山浄水場外  ・ずい道配水池（休止中）  ・子どもの森配水池 | 会津若松市門田町大字黒岩地内  会津若松市門田町大字黒岩字花見ケ丘421 |
| 大戸浄水場関連 | ●取水施設  ・阿賀川取水口  ・舟子沢取水口 | 会津若松市大戸町芦牧字萩ノ牧974地先  標高　+290.280m  水位　+294.680m  会津若松市大戸町大川字早坂3045  標高　+658.000m  水位　+658.000m |
| ●導水施設  ・導水管 | 取水施設から浄水施設まで |
| ●浄水施設  ・ストレーナー  ・原水貯槽  ・原水ポンプ  ・膜ろ過設備  ・薬品注入設備  ・活性炭注入設備  ・浄水池  ・場内配管  ・浄水場建屋  ・付帯施設 | 会津若松市大戸町芦牧字下タ林949-2  標高　+326.700m |
| 六軒浄水場関連 | ●取水施設  ・第1水源集水井（廃止）  ・第2水源集水井（予備)  ・第3水源集水井（予備)  ・第4水源集水井（予備)  ・第5水源集水井（予備)  ・第6水源集水井（予備)  ・第7水源集水井（廃止)  ・第1接合井  ・第2接合井  ・高野下水源（廃止）  ・第8水源取水口  ・沈砂池 | 会津若松市河東町八田字鍋沼69  会津若松市河東町八田字鍋沼68  会津若松市河東町八田字鍋沼19  会津若松市河東町八田字大野原29  会津若松市河東町八田字鍋沼50  会津若松市河東町八田字鍋沼27  会津若松市河東町八田字浄土清水398-3  会津若松市河東町八田字箕輪  会津若松市河東町八田字鍋沼5の内  会津若松市河東町八田字高野下87  会津若松市河東町八田字鍋沼3  標高　+470.900m |
| ●浄水施設  ・着水井  ・普通沈澱池  ・緩速ろ過池  ・浄水池  ・薬品注入設備  ・場内配管  ・浄水場建屋  ・付帯施設 | 会津若松市河東町八田字鍋沼3  標高　+468.000m |
| 強清水浄水施設関連 | ●強清水浄水施設内  ・膜ろ過施設  ・付帯施設 | 会津若松市河東町八田字東浦1089-2  標高　+540.700m |
| ●深井戸水源（予備）  ・急速ろ過施設  ・付帯施設 | 会津若松市河東町八田字箕輪山1115 |

２．送配水施設維持管理等業務委託施設

（１）業務の実施場所は会津若松市水道事業給水条例（昭和34年条例第15号）

　　　第２条第１項に定める給水区域の範囲とする。

（２）以下の委託施設・設備を含む会津若松市の送配水施設及び需要者が設置する給水装置

　　　の内、量水器１次側までの範囲とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委　託　施　設　・　設　備 | | 住　　　所 |
| 滝沢浄水場系 | ・八幡配水池  ・松長高区配水池  ・松長低区配水池  ・坂下増圧ポンプ場  ・松長配水池揚水ポンプ場 | 会津若松市一箕町大字八幡字杉山丁848  　会津若松市一箕町松長五丁目11-18  　会津若松市一箕町松長一丁目17-50  　会津若松市一箕町大字八幡字坂下33  　会津若松市一箕町松長二丁目2-24 |
| 東山浄水場系 | ・慶山配水池  ・青木配水池  ・東山積り地区増圧ポンプ場  ・青木配水池揚水ポンプ場  ・花見ケ丘増圧ポンプ場 | 会津若松市東山町大字石山字大久保  　会津若松市門田町大字黒岩字嫋竹ヶ丘  　会津若松市東山町大字湯本字積り  　会津若松市門田町大字黒岩字嫋竹ヶ丘  　会津若松市門田町大字黒岩 |
| 大戸浄水場系 | ・大戸配水池 | 会津若市大戸町大字芦ノ牧字湯平690  　　標高 +378.500m |
| 六軒浄水場系 | ・六軒配水池（１）  ・六軒配水池（２）  ・八田野配水池  ・漆沢配水池（１）  ・漆沢配水池（２）  ・界野配水池  ・空也原配水池  ・冬木沢配水池  ・高塚配水池  ・稲荷原配水池  ・高野下増圧ポンプ場 | 会津若松市河東町八田字前坂44  　　　〃  　会津若松市河東町八田字田ノ神松29  　会津若松市河東町八田字漆沢130  　　　〃  　会津若松市河東町八田字北生井52-2  　会津若松市河東町広野字茶臼森249  　会津若松市河東町広野字日吉202  　会津若松市河東町南高野字高塚129  　会津若松市河東町八田字七ツ森９  　会津若松市河東町八田字高野下 |
| 強清水系 | ・強清水配水池 | ＜浅井戸水源＞  　会津若松市河東町八田字東浦1089-2  ＜浅井戸系配水池＞  　会津若松市河東町八田字金山1117-2 |
| 受水系 | ・面川受水池  ・北会津受水塔  ・下雨屋増圧ポンプ場  ・上小塩増圧ポンプ場 | 会津若松市門田町大字面川字山ノ上82-2  　会津若松市北会津町小松字麻生堀端1-1  　会津若松市大戸町下雨屋524-2  　会津若松市大戸町上小塩8-3 |

業務分担

業務分担

【別紙５】

**〔記入例〕**

本件業務の実施体制

＜浄水場運転管理業務：株式会社〔　　　〕＞

＜送配水施設維持管理等管理業務：

株式会社〔　　　　　〕＞

代表取締役

専務

取締役

社長

取締役

監査役

取締役

現場責任者

現場責任者

（東山浄水場）

従事者

セルフモニタリングメンバ

浄水施設管理技士１級

現場副責任者

（水道庁舎）

従事者

**＜ 受注者：ＳＰＣ名 ＞**

**水道事業者（発注者）：会津若松市水道事業管理者**

業務遂行管理責任者

統括責任者

受託水道業務技術管理者

浄水施設管理技士１・２級

従事者

（滝沢浄水場）

現場副責任者

現場副責任者

（滝沢浄水場）

（東山浄水場）

（水道庁舎・市内）

契約

【別紙６】

**発注者と受注者の役割分担**

**１．役割分担の考え方**

**受注者**

**発注者**

**契 約 書 ・ 業務要求水準書等**

反映

**【 条例・規程・水質検査計画 】【 基準・各種マニュアル 】**

**実行計画書**

承認

提出、保管

**年間実行計画書**

確認

提出、保管

**月間実行計画書**

確認

提出、保管

随時

実施状況検査

**業務の実施**

**月間業務報告書**

**年間業務報告書**

承認確認

提出、保管

基準・各種マニュアル

・様式等、見直し要望

承認確認

修正・変更

確認

【別紙７】リスクとその責任分担

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 損失リスクの種類 | | 損失リスクの内容 | 損失リスク負担 | | 備考（リスク負担となる例） |
| 発注者 | 受注者 |
| 基本事項 | 事業範囲変更 | | 本事業の業務範囲の縮小、拡充等 | ○ | ― |  |
| 法令等の変更 | | 本事業に直接関係する法令等の変更  税法改正に伴う税負担の上昇 | ○ | ― |  |
| 行政指導 | | 規制、指導 | ○ | ○\*１ | 勧告による受託水道業務技術管理者変更の場合のみ受注者負担 |
| 事業の中止 | | 受注者の責に起因するもの | － | ○ |  |
| 発注者の責に起因するもの | ○ | － |  |
| 要求水準の未達 | |  |  | ○ |  |
| 事故・災害 | 自然災害 | | 地震、落雷、風水雪害等 | ○ | － |  |
| 火災、爆発 | | 火の不始末、不審火、ガス漏れ等 | － | ○ | 受注者の責によるもの |
| 火の不始末、不審火、ガス漏れ等 | ○ | － | 発注者の責によるもの |
| 第三者行為、外来事故 | | 破壊行為、盗難、汚損、航空機等の落下等 | ○ | － |  |
| 電気的事故、機械的事故 | | 劣化等による電気、機械設備の故障 | ○ | － |  |
| 保全の不備による電気、機械設備の故障 | － | ○ |  |
| 水質事故 | （外因性） | 原水の汚濁、汚染、排水の流入等 | ○ | － | 発注者の責及び、発注者及び受注者の責によらない水質事故 |
| （内因性） | 薬品注入、水処理操作の不備等 | － | ○ | 受注者の責による水質事故 |
| 導水・送水・配水管の事故 | | 管の老朽化による漏水、浸水、赤水 | ○ | － |  |
| バルブ操作の不備等による漏水、浸水、赤水 | － | ○ |  |
| 渇水 | | 給水制限、給水停止 | ○ | － |  |
| 人身事故 | | 発注者の責によるもの | ○ | － |  |
| 受注者の責によるもの | － | ○ | 施設見学者を含む |
| 放射能汚染対策 | | 東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故に起因するもの | ○ | ― |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 損失リスクの種類 | 損失リスクの内容 | 損失リスク負担 | | 備考（リスク負担となる例） |
| 発注者 | 受注者 |
| 契約の不履行等 | 施設、設備の機能、性能不足  （既存施設） | 計画、設計不適、既存施設設備の欠陥 | ○ | － | 受注者は施設不備又は欠陥の改善に対して助言・提案を行う責を有する。 |
| 施設、設備の機能、性能不足  （新設施設）※滝沢浄水場 | 計画、設計不適、既存施設設備の欠陥 |  | ○ |  |
| 指示書内容不備 | 発注者からの指示書等の内容の不備 | ○ | － |  |
| 各種管理・運用計画の不備 | 管理・運用計画の不備、施設・設備との不整合 | － | ○ | 発注者の指示に基づいて業務を履行した結果被害が発生した場合、発注者がリスク負担者となる。また、受注者の故意又は過失等によって被害を生じた場合、受注者がリスク負担者となる。 |
| 本契約業務におけるマニュアル不備 | 各種業務マニュアルの整備不足、不備 | － | ○ |
| 本契約業務における業務遂行上の不備 | 監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等 | － | ○ |
| 本契約終了時の業務引継 | 不適切な引継 | ○ | ○ |  |
| 外部対応 | 県、国の立入検査等による不備指摘  発注者、市民からの問い合わせ | － | ○ | 受注者の業務に関する事項 |
| ○ | － | 上記以外に関する事項 |
| 許認可取得、届出 | 認可取得が出来ない | ○ | － |  |
| 財務 | 発注者の債務不履行 | 支払遅延、停止等 | ○ | － |  |
| 受注者の債務不履行 | 倒産等 | － | ○ |  |
| 労務 | 雇用、労使問題 | 配置、昇進、休暇取得等 | － | ○ |  |
| 職員の不正、犯罪 | 情報漏洩、横領等 | － | ○ | 受注者の職員による |
| ○ | － | 発注者の職員による |
| セクシャルハラスメント | 対策不備による賠償請求 | － | ○ | 受注者の職員による |
| ○ | － | 発注者の職員による |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 損失リスクの種類 | 損失リスクの内容 | 損失リスク負担 | | 備考（リスク負担となる例） |
| 発注者 | 受注者 |
| 経済 | 物価、水量変動 | 物価、水量の変動に伴う維持管理費の増減 | ○ | ○ | 物価及び水量が変動した場合、発注者と受注者との間で協議の上、これを処理する。 |
| 社会 | 住民訴訟 | 断水、赤水、水質、水量、水圧、給水等の悪化及び環境問題（騒音、振動、地盤沈下等）に伴う訴訟・苦情 | － | ○ | 受注者の帰責事由により被害を生じた場合、受注者がリスク負担者となる |
| ○ | － | 上記以外で被害を生じた場合、発注者がリスク負担者となる |
| 施設見学者の事故・苦情 | － | ○ | 受注者の帰責事由により損害が生じた場合、受注者がリスク負担者となる。 |
| ○ | － | 上記以外、発注者がリスク負担者となる |
| 給水装置工事申請者からの訴訟・苦情 | － | ○ | 給水装置工事審査に伴うもの |
| 給水装置に関する調査回答に対する訴訟・苦情 | － | ○ | 調査回答の誤りに伴うもの |
| 給水需要 | 給水人口、天候などによる需要変動 | ○ | － |  |
| 技術の陳腐化 | 設備機器の更新サイクル上昇 | ○ | － |  |
| 環境問題 | 環境基準違反、騒音、悪臭及び環境汚染等による事業制限、住民訴訟・苦情 | － | ○ | 受注者の帰責事由により被害を生じた場合、受注者がリスク負担者となる |
| ○ | － | 上記以外で被害を生じた場合、発注者がリスク負担者となる |
| 費用増加 | 施設・設備の維持管理費の増大 | 点検、調査、修繕費の増大 | － | ○ | 受注者の業務範囲における、受注者の責による費用増大 |
| ○ | － | 上記以外の費用増大 |
| 施設・設備の機能、性能  （既存施設のみ） | 機能・性能不足による要求水準未達費用 | ○ | － | 受注者の要求水準達成に係わる費用を発注者が負担する |

\*1：受託水道業務技術管理者が職務を怠ったと認めるとき、厚生労働大臣は警告を発し、それでも継続して職務を怠ったときは、受注者に受託水道業務技術管理者の変更を勧告できる（水道法第24条の３第６項、第36条第２項）。

＜記号の意味＞○：リスク負担者、－：リスク免責者

【別紙８】実行計画書に記載すべき事項

第１章　総則

１．業務要求水準

第２章　共通

１．目的

２．受託期間

３．運転・維持管理業務の理念と方針

４．受託施設

５．業務概要

・水道事業浄水場運転管理業務

　・主な業務内容

・水道事業送配水施設維持管理等業務

　・主な業務内容

６．組織体制

・組織とその役割

７．環境衛生管理

・環境衛生管理業務方針と計画

・従事者健康診断

８．危機管理

・緊急時の組織体制、支援体制

・連絡体制、対応概要

第３章　浄水場運転管理業務実施要領

１．基本事項

２．業務実施体制

・従事者とその職務

・資格

・技術支援体制

・再委託業者

・勤務表

３．教育訓練（含む、緊急事態対応訓練）

４．労務管理

５．安全管理

６．運転管理業務

・運転管理方針・計画(含、取水及び受水計画)

・施設基準適合の確認

７．水質管理業務

・水質管理方針

・水質検査計画

・水質監視計器の管理

・水質検査と水質管理

・毎日水質検査

８．保守点検業務

・保守点検方針

・巡視点検、臨時点検(含む、点検基準)

・定期点検

・施設設備機器台帳の整備

９．物品等調達業務

・業務概要

・物品等調達業務方針

10．環境整備業務

・環境整備方針

・環境整備計画

11．運転管理補助業務

・業務概要

・電話・来客者の対応

・災害緊急時発注者職員への連絡

・委託施設の監視・警備

・見学者対応補助対応

12．書類管理業務

・提出書類

・保管書類

第４章　送配水施設維持管理等業務実施要領

１．基本事項

２．業務実施体制

・従事者とその職務

・資格

・技術支援体制

・再委託業者

・勤務表

３．教育訓練（含む、緊急事態対応訓練）

４．労務管理

５．安全管理

６．送配水施設の維持管理及びその関連業務

７．給水装置に関する業務

８．路面復旧に関する業務

９．施設の保守管理及びその関連業務

（注記）

上記「実行計画書に記載すべき事項」の項目中で、別冊として作成する「月間実行計画書」及び「年間実行計画書」の内容と重複する事項は項目内容を省略する。

【別紙９】維持管理業務　サービス対価の支払方法等

1. 維持管理費の構成

表1-1　維持管理費の構成

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | | 該当する業務 | 費用区分 | 物価変動の指標  （表4-1） |
| 維  持  管  理  費 | 浄水施設  の維持管理 | 運転管理業務  水質管理業務  膜交換及び膜薬品洗浄業務  消耗品調達管理業務  汚泥運搬及び処分業務  見学対応業務  植栽管理、清掃及び除雪業務  防犯業務  住民対応業務 | 人件費 | ① |
| 諸経費  その他 | ⑦ |
| 薬品調達管理業務 | 人件費 | ① |
| 薬品費 | ④ |
| 諸経費、その他 | ⑦ |
| 光熱水燃料等の調達管理業務 | 人件費 | ① |
| 動力費 | ③ |
| 光熱水費 | ⑤ |
| その他 | ⑦ |
| 浄水施設  の保守管理 | 保守点検業務 | 人件費  諸経費  その他 | ② |
| 修繕業務 | 修繕費 | － |
| 送配水施設  の維持管理 | 漏水調査に関する業務  配・給水管等漏水修理に関する業務  赤水・濁り水等の対応  他事業者工事に係る立会い業務  送配水施設の点検管理業務  施設設備の故障及び緊急時の対応 | 人件費 | ① |
| 諸経費  その他 | ⑦ |
| 送配水施設  の保守管理 | 機械・電気・計装設備の保守管理  機器メーカーとの連携  施設・設備の清掃 | 人件費、  諸経費、  その他 | ② |
| 施設設備の修繕 | 修繕費 | － |
| 資材の調達 | 資材調達費 | ⑥ |
| 給水装置 | 給水装置工事申請の受付業務  給水装置工事申請の事前協議及び審査業務  給水装置窓口応対業務  分水建込・管末延長工事の立会い業務  給水装置工事の検査業務  給水装置に係る苦情・相談・現場対応  戸別検針等業務認定の審査業務  国･県道､河川､国有財産占用申請の代行業務 | 人件費 | ① |
| 諸経費  その他 | ⑦ |
| 量水器の管理業務 | 人件費 | ① |
| 諸経費、その他 | ⑦ |
| 路面復旧 | 路面復旧に係る各種申請  道路復旧申請図面の作成 | 人件費 | ① |
| 諸経費、その他 | ⑦ |
| 事業終了時の  引継ぎ業務 | 事業終了時の引継ぎ業務 | 人件費 | ① |
| 諸経費、その他 | ⑦ |
| 災害、事故及び緊急時対応業務 | 災害及び事故対策業務 | 人件費 | ① |
| 諸経費、その他 | ⑦ |
| その他の費用 |  | 保険料、公租公課、  その他（上記以外） | ⑦ |

２．維持管理費の考え方

維持管理業務に対するサービス対価は、契約期間を通して毎月に分けて、発注者が受注者に維持管理費として支払う。

３．修繕費を除く維持管理費の支払方法

維持管理費は、毎月、年額の12分の１を支払う。

受注者は当該月間業務の完了時に「月間業務完了報告書」を発注者に提出し、検査に合格したときは、発注者に対しサービス対価の支払を請求することができる。また、発注者は、受注者から請求を受けた日から30日以内にサービス対価を支払わなければならない。

なお、当該費用は、業務委託期間内に日本国内においてインフレーション又はデフレーションが生じ、サービス対価が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、サービス対価の額の変更を請求することができ、変更の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（１）配水量に応じて変動しない費用

ア　対象となる費用

このサービス対価の対象となる費用は、業務要求水準書に示す受注者の各維持管理業務のうち、動力費（電気料金）と薬品費を除く費用とする。

イ　算定方法

サービス対価は、本事業の維持管理業務に要する上記費用の契約期間に係る合計額として受注者が提案した金額とする。

（２）配水量に応じて変動する費用

ア　対象となる費用

このサービス対価の対象となる費用は、業務要求水準書に示す受注者の各維持管理業務のうち、動力費（電気料金）と薬品費を対象とする。なお、提案書作成に際して、提案価格決定にかかる水量を、次のとおり設定する。

（一日平均配水量）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 一日平均配水量 | |
| 滝沢浄水場 | 既設、H26～H29 | 26,914ｍ3／日 |  |
| 更新、H30～H44 | 27,000ｍ3／日 | 注） |
| 東山浄水場 | | 13,938ｍ3／日 |  |
| 大戸浄水場 | | 549ｍ3／日 |  |
| 六軒浄水場 | | 2,905ｍ3／日 |  |
| 強清水浄水施設 | | 28ｍ3／日 |  |

注）「実施要綱 2.3本事業に係る事業費」に示す浄水場運転管理の事業費上限額は、滝沢浄水場（更新）の配水量を、年間を通して施設能力の27,000m3/日として算定したため。

イ　算定方法

サービス対価は、本事業の維持管理業務に要する上記費用の契約期間に係る合計額として受注者が提案した金額を、配水量の変動見合いにより支払う額とする。

費用＝単価×配水量

※　毎月の支払額は、毎月の固定費（提案価格のうち配水量に応じて変動しない額の月割額）に提案価格の動力費と薬品費の単価に実配水量を乗じて得た額（１円未満は切り捨てる。）を加えた額とする。

* 動力費と薬品費の単価は、提案書提出時の単価を基準として、料金改定及び物価変動による変更を行う。具体的には、「４.維持管理費の変更」に示す

４．維持管理費の変更

（１）物価変動による変更

積算の前提は、提案書提出時の価格を参照するものとし、その時点をサービス対価の改定に当たっての起点とする。

業務委託期間内に日本国内においてインフレーション又はデフレーションが生じ、サービス対価が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、サービス対価の額の変更を請求することができ、下記に示す指標に基づく改定を実施するものとする。

発注者と受注者とが別途合意する日（７月～９月）に、当該時点での指標における変動率（前年度の平均値を基準）を勘案した改定率を反映させ対価の見直しを行い、翌年度４月分以降の各業務の対価に反映させる。また、以後の改定は見直し後の対価を基に行う。ただし、各指標の毎年の変動率が±１％に満たない場合及び直近の改定からの累積が±３％に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。

なお、動力費と薬品費は、改定率や価格変動を反映させ変動単価の見直しを行う。

表4-1　物価変動の指標

|  |  |
| --- | --- |
| 人件費 | ① 実質賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省  ・時系列表第６表　実質賃金指数  ・事業所規模５名以上  ・調査産業計のうちの現金給与総額 |
| 保守点検 | ② 企業向けサービス価格指数：日本銀行  ・大分類：諸サービス  ・小類別：建物サービス |
| 動力費 | ③ 原則として、料金の改定率 |
| 薬品費 | ④ 薬品の市場価格：一般財団法人経済調査会  ・化学薬品  ・ソーダ製品  ・次亜塩素酸ソーダ |
| 光熱水費 | ⑤ 原則として、料金の改定率 |
| 資材調達費 | ⑥ 建設資材価格指数：一般財団法人経済調査会  ・土木  ・全国 |
| 諸経費、その他 | ⑦ 国内企業物価指数：日本銀行  ・国内企業物価  ・総平均 |

（２）上記以外の変化に対する見直し

維持管理費の算定根拠である前提条件において考慮されない変動要素又は重大な変更が生じ、サービス対価が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、サービス対価の額の変更を請求することができ、変更の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

【別紙10】受託水道業務技術管理者の業務一覧

【水道法上の業務】

１．水道施設の委託業務範囲における施設基準の維持

２．水道施設の修繕時における給水開始前の水質検査の実施とその結果の記録と保存

３．給水装置の検査

４．定期、臨時の水質検査の実施とその結果の記録と保存

５．従事者の定期、臨時の健康診断の実施とその結果の記録と保存

６．水道施設の衛生管理

７．給水の緊急停止

８．受託業務の技術的な業務の統括を怠った場合に、厚生労働大臣からの警告および勧告を受ける対象となること

９．受託業務の技術的な業務の実施状況について厚生労働大臣から報告の徴収および立入検査を受ける対象となること

【本件業務契約上の業務】

１．本件業務のうち、技術的事項の運営方針の決定および統括

２．本件業務のうち、技術的事項の実施に関する最終決裁

３．本件業務に関して、受注者が発注者へ報告する報告書等の技術的事項文書の最終確認

４．本件業務からの第三者へ再委託する業務のうち、技術的事項の監理監督

５．発注者の水道技術管理者との技術的事項における協議

【別紙11】維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等

１　維持管理業務に関するモニタリング

（１）モニタリングの方法

発注者は、受注者が本件業務の遂行を実行計画書に基づき適切に実施していることを確認するため、維持管理期間中、維持管理業務に関するモニタリングを、次のとおり行うこととする。

ア　定期モニタリング

受注者は、毎日の業務の実施に関する業務日報及び業務月報を発注者に提出する。業務日報及び業務月報の内容及び提出期日等は、発注者と受注者との間で協議の上、定めるものとする。

発注者は、受注者から提出される日報及び月報を確認するほか、月に一度、定期モニタリングの一環として、受注者側管理範囲の巡回、業務監視、受注者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

イ　随時モニタリング

発注者は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、受注者側管理範囲の巡回、業務監視、受注者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

（２）モニタリング費用の負担

モニタリングの実施に際し、発注者に発生した費用は発注者が負担し、それ以外に受注者に発生した費用は受注者が負担する。

２　改善要求措置

（１）是正レベルの認定

発注者は、維持管理業務が業務要求水準書に規定する水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、是正レベルを認定し、受注者に通知するとともに、発注者と受注者は是正に向けた協議を開始する。

是正レベルは、以下のとおりとする。

【浄水施設の維持管理】

|  |  |
| --- | --- |
| 是正レベル | 内容（浄水施設維持管理） |
| レベル１ | * 業務要求水準を上回るが、提案水準を達成できない場合 * 本契約等に規定する水準及び仕様の下記の示す軽微な違反等の場合   　・水道水の供給に問題ない状態であるが、施設の一部又は機能の一部が使用できない。  　・業務の怠慢  　・提出書類の不備  　・関係者への連絡不備  ◆　以下の業務について、業務要求水準を達成できない場合  　・見学者対応業務 |
| レベル２ | ◆　水道利用者等への対応不備  ◆　以下の業務について、業務要求水準を達成できない場合  　・汚泥運搬及び処分業務  　・植栽管理、清掃及び除雪業務  　・消耗品調達管理業務  　・薬品調達管理業務  　・光熱費燃料等の調達管理業務 |
| レベル３ | ◆　以下の業務について、業務要求水準を達成できない場合（レベル４及び５に該当する場合を除く。）  　・運転管理監視業務  　・保守点検業務  　・水質管理業務  　・修繕業務（既存施設及び更新対象施設）  　・膜交換及び膜薬品洗浄業務  　・災害、事故及び緊急時対応業務  　・住民対応業務  　・防犯業務  　・事業終了時の引継ぎ業務  ・業務に対する職員の勤務・配置体制  　・既存施設の維持管理業務の引継ぎ業務   * 発注者への連絡を故意に行わない場合 * 提出書類を発注者の事前の承認を得ないで変更した場合 |
| レベル４ | * 業務要求水準書に示す浄水水質要求水準値を達成できない場合 * 提出書類に虚偽記載があった場合 * 発注者からの指導･指示に従わない場合 |
| レベル５ | * 水道法に定められた水質基準を達成できない場合 * 受注者の安全措置の不備による人身事故が発生した場合 * 関係法令に違反した場合 |

注） 既存施設の維持管理業務については、発注者が既存施設の老朽化に起因する事象と判断した場合は改善要求措置を行わない。

【送配水施設の維持管理】

|  |  |
| --- | --- |
| 是正レベル | 内容（送配水施設維持管理） |
| レベル１ | * 業務要求水準を上回るが、提案水準を達成できない場合 * 本契約等に規定する水準及び仕様の下記の示す軽微な違反等の場合   　・水道水の供給に問題ない状態であるが、施設の一部又は機能の一部が使用できない。  　・業務の怠慢  　・提出書類の不備  　・関係者への連絡不備 |
| レベル２ | ◆　水道利用者、給水装置工事申請者等への対応不備   * 以下の業務について、業務要求水準を達成できない場合   ・消耗品調達管理業務  ・漏水修理業務に係る資材の調達  ・水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達 |
| レベル３ | ◆　以下の業務について、業務要求水準を達成できない場合（レベル４及び５に該当する場合を除く。）  ・送配水施設の維持管理及びその関連業務  ①委託施設の送配水施設及び、付属施設の維持管理に関する業務  ｱ　委託施設の機械・電気・計装設備の保守管理業務  ｲ　委託施設の施設設備の故障時の対応  ②委託範囲の漏水調査に関する業務  ③委託範囲の漏水修理工事に関する業務  ④委託範囲の濁り水・赤水の対応  ⑤委託範囲の他事業工事に係る立会い  ⑥委託範囲の竣工図書等の管理業務  ⑦委託範囲の災害及び事故対策業務  ・給水装置に関する業務  ①給水装置窓口対応業務  ②給水装置工事に係る各種業務  ③戸別検針等業務認定の審査業務  ④量水器の管理（取替）業務  ・路面復旧に関する業務  ①路面復旧に係る各種業務  ・業務に対する職員の勤務・配置体制  ・業務終了時の引継ぎ業務   * 発注者への連絡を故意に行わない場合 * 提出書類を発注者の事前の承認を得ないで変更した場合 |
| レベル４ | * 業務要求水準書に示す水質管理の水準を達成できない場合 * 提出書類に虚偽記載があった場合 * 発注者からの指導･指示に従わない場合 |
| レベル５ | * 水道法に定められた水質基準を達成できない場合 * 受注者の安全措置の不備による人身事故が発生した場合 * 関係法令に違反した場合 |

（２）是正勧告

発注者は、業務要求水準書に規定するサービス水準又は受注者が提案したサービス水準を満たしていないと判断される事象があると判断した場合、受注者に対して、是正勧告を行うものとする。

受注者は、発注者から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、発注者と協議の上、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を発注者に提出し、承諾を得た上で速やかに是正措置を行う。

（３）是正勧告の対処の確認

発注者は、受注者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、是正が行われたかどうかを直ちに確認する。

（４）是正命令

上記（３）における確認の結果、是正計画書に沿った内容・期間による改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に是正命令を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び受注者の是正命令に対する対処について確認を行う。

（５）サービスの対価の支払留保

発注者は改善が確認されるまでサービスの対価の支払を留保することができる。

（６）サービスの対価の減額

是正レベルと上記（２）及び（４）での改善状況に応じ、発注者は受注者に対してサービスの対価を減額する。詳細については、下記３に定める。

（７）維持管理業務の実施を担う者の変更

発注者は、受注者が行う維持管理業務の結果が以下のいずれかに該当する場合は、維持管理業務の実施を担う者の変更を受注者に請求することができる。

ア　発注者の是正命令によっても、改善が確認できなかったとき

イ　連続する２回の四半期において30％以上の減額が行われたとき

ウ　業務要求水準書別紙５に示す浄水水質要求水準値を達成できない場合又は水道法に定められた水質基準を達成できない場合が四半期に３回以上発生したとき

なお、サービスの対価の支払対象期間の途中に維持管理業務を行う者を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

（８）契約解除

連続する４回の四半期を超えて減額が行われた場合又は維持管理業務を行う者の変更に応じない場合は、発注者は受注者に通知することにより、通知の日から起算して６か月以内に本契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

３　サービスの対価の減額等

（１）基本的な考え方

発注者は、受注者の行う維持管理業務が業務要求水準書に規定する水準又は受注者が提案した水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合（以下、「違反行為」という。）には、サービスの対価を減額する。

サービスの対価の減額は、減額ポイントの累積に応じて行われ、減額ポイントは、次の考え方を基本として下記（２）に示す表により算定する。

ア　発注者が違反行為を確認した時点で減額ポイントを科す。

イ　発注者が是正の勧告及び命令を出したにもかかわらず、改善されない場合にはさらに重い減額ポイントを科す。

ウ　同じ違反行為を繰り返した場合には、重い減額ポイントを科す。

エ　違反の程度が軽い場合（減額ポイントが５Ｐ以下）には減額せず、サービスの対価を留保することがある。

（２）減額ポイントの計上

　　発注者は受注者に対し、違反行為があった場合に次表に基づいて減額ポイントを計上する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| レベル | 違反行為の確認 | 是正勧告後、  改善が認められないと判断した場合 | 是正命令後、  改善が認められないと判断した場合 |
| １ | １Ｐ | ２Ｐ | ４Ｐ |
| ２ | ２Ｐ | ４Ｐ | ８Ｐ |
| ３ | ３Ｐ | ６Ｐ | 12Ｐ |
| ４ | ５Ｐ | 10Ｐ | 20Ｐ |
| ５ | 10Ｐ | 20Ｐ | 40Ｐ |

なお、水質に関する項目については次表に基づいて減額ポイントを計上する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| レベル | 是正レベルの認定 | 是正勧告後、  改善が認められないと判断した場合 | 是正命令後、  改善が認められないと判断した場合 |
| ４ | 1水質項目ごとに  ５Ｐ | 1水質項目ごとに  10Ｐ | 1水質項目ごとに  20Ｐ |
| ５ | 1水質項目ごとに  10Ｐ | 1水質項目ごとに  20Ｐ | 1水質項目ごとに  40Ｐ |

なお、減額の対象となる事象が発生した場合で、その事象と同じ事象が発生時点から起算して過去３年間以内に起こっていた場合、減額ポイントは、前記の表に記載した各減額ポイントを２倍し、計上する。

（３）サービスの対価の減額又は留保

発注者は、モニタリングの結果を踏まえ、当月の減額ポイントを確定する。発注者のモニタリングが終了し減額ポイントがある場合は、受注者に減額ポイントを通知する。

サービスの対価の支払に際しては、３か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従いサービスの対価のうちの修繕費を除く維持管理費を減額するか又は改善が確認できるまで留保する。減額又は留保する場合には、翌四半期のサービスの対価の支払額を受注者に通知する。

次回の支払までの間に改善が確認できた場合は、サービスの対価の留保は行わない。なお、留保した場合の支払は、発注者が改善を確認した後、直近で支払われるサービスの対価に加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３か月の減額ポイント合計 | 減額又は留保 | 維持管理費（修繕費を除く。）  の減額又は留保の割合 |
| ６Ｐ以上 | 減額 | １ポイントにつき、0.1％ |
| １～５Ｐ | 留保 | １ポイントにつき、0.1％ |

（４）減額ポイントを計上しない場合

減額の対象となるレベル１からレベル５の状態が認められたとしても、明らかに受注者の責めに帰さない事由による場合は、減額ポイントを計上しない。

４　サービスの対価の支払後に減額が判明した場合の対応

サービスの対価の支払後に、維持管理業務報告書に虚偽の記載のあることが判明するなど支払の根拠を失った場合、発注者は、本来支払うべきサービスの対価を計算し直し、既に受注者に支払った額との差額を次回支払うサービスの対価から差し引く。

この場合、本来支払うべきサービスの対価と既に受注者に支払った額との差額について、発注者が受注者に支払った日から、発注者が差額を差し引くまでの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（１年を365日とする日割り計算とする。）の損害金を加えて差し引くものとする。

＜減額ポイントの計上＞

モニタリング

業務実施水準の確認

是　正　勧　告

是正勧告対処の確認

是正レベルの確認

是　正　命　令

是正命令対処の確認

維持管理実施者の変更

* 改善がない場合
* 連続する2回の四半期で30％以上の減額の場合
* 浄水水質に関する水準未達が四半期に3回以上発生の場合

契約の解除

* 連続する4回の四半期を超えて減額の場合
* 維持管理実施者の変更に応じない場合

減額ポイントなし

減額ポイント計上

減額ポイントなし

減額ポイント計上

要求水準に適合

要求水準の未達等

（過去3年以内に同事象発生の

場合減額ポイント2倍）

改善の確認

改善未

（過去3年以内に同事象発生の

場合減額ポイント2倍）

減額ポイントなし

減額ポイント計上

改善の確認

改善未

（過去3年以内に同事象発生の

場合減額ポイント2倍）

【別紙12】不可抗力による費用負担

本契約第47条に定める「不可抗力」による費用分担は、以下のとおりとする。

１．不可抗力の定義

不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動その他自然的又は人為的な事象(要求水準書、民間事業者提案又は詳細設計図書において基準が定められているものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)であって、発注者及び受注者のいずれにもその責を帰すことのできない事由を不可抗力という。

２．不可抗力による追加費用の分担

1. 契約期間中に発生した不可抗力による追加費用については、不可抗力の事由１件ごとに不可抗力の事由の発生した当該年度における維持管理費の100分の1に至るまでは受注者がこれを負担し、100分の1を超える額については発注者が負担する。
2. 上記①の追加費用は、維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、施設の損傷復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用とする。
3. 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用が集積した場合は、上記①の100分の1の受注者の負担は、追加費用の累計額に対して適用する。
4. 受注者が不可抗力による追加費用の一部若しくは全部について保険等による補填を受けた場合は、当該補填金のうち上記①に基づき受注者が負担すべき金額を超過する額につき発注者が負担する金額から控除する。